

「菊池川流域日本遺産」モニターツアー事業等業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

「菊池川流域日本遺産」モニターツアー事業等業務委託

2 業務の目的

日本遺産に認定された菊池川流域における交流人口の拡大に向けて、菊池川流域日本遺産の構成文化財等を体感・体験できるプログラムを組み込んだモニターツアーを実施し、その魅力の情報発信と旅行商品の造成、誘客の拡大に繋げることを目的とする。

3 業務内容

国内向け旅行者・メディア等関係者を招請し、モニターツアー等を実施すること。

なお、下記（１）～（３）の内容は、企画コンペ参加者の提案をもとに、菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）と協議の上決定する。

（１）招請者の選定、招請

- ・旅行者・メディア等関係者 各３者以上を選定すること。
- ・旅行者は、菊池川流域日本遺産に関する国内向け旅行商品の造成に意欲的で、招請後商品造成が可能な業者とすること。
- ・旅行者は、旅行商品を企画・造成できる責任者とし、これを満たさない者を選定しないこと。
- ・メディア等関係者は、テレビ・ラジオ・ケーブルテレビなど、国内での番組制作に係わる関係者及び国内向け旅行誌の担当者等誘客に訴求力が高い業者、多数のフォロワーを持ち影響力のあるSNS利用者等とし、招請後番組放送や記事掲載等が可能な者とすること。

（２）モニターツアーの実施

- ・モニターツアーは、旅行者向け、メディア等関係者向けに分けて実施すること。
- ・9～11月中に、1泊2日以上を各1回以上（合計2回以上）実施し、参加者は各3者以上とすること。
- ・旅行者向けモニターツアーは、団体旅行向けの内容を、メディア等関係者向けモニターツアーは、個人旅行向けの内容とすること。
- ・菊池川流域日本遺産の要素である「食」、「歴史的街並みや日本の田園風景」、「ゆっくり・ゆったり感」を感じられる内容とすること。
- ・コースには、菊池川流域日本遺産に認定されたストーリーの魅力を体感できるような体験や、構成文化財をガイド付きで見学できる場所等を組み込むこと。
- ・食事は、菊池川流域の米や特産物を中心に提供できる場所とすること。
- ・コーディネーターとして、1名以上が現地に同行すること。
- ・モニターツアーで使用する移動手段、立ち寄り先等の一切の手配は受託者が行うこと。
- ・モニターツアーの実施に当たって、受託者が旅行業第2種以上の登録業者でない場合は、旅行業第2種以上の登録業者に委託して実施すること。
- ・モニターツアー終了後、旅行商品造成や情報発信に向けた課題等についてのアンケート調査を行い、報告すること。

(3) 商談会の実施

- ・番組放送や旅行商品造成に向け、モニターツアーに参加するメディア等関係者及び旅行業者とモニターツアーに係る民間受入側関係者との商談会を実施すること。

(4) 報告書の作成

- ・上記のモニターツアー、アンケート、商談会の報告及び旅行商品造成や情報発信の状況について、報告書を作成すること。
- ・提出部数 電子媒体1式、紙媒体7部

4 委託期間

契約締結の日から平成31年2月28日(木)まで

5 留意事項等

- ・事業の実施に当たっては、協議会と十分協議の上実施すること。
- ・「菊池川流域日本遺産」ホームページ (<https://www.kikuchigawa.jp/>) を参照し、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財等について理解を深めた上で実施すること。
- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・業務を実施する上で必要な資料・画像等は、受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて提供する。
- ・受託者は、協議会に対し、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。